

事業年度	平成30年度
工事種別	改修工事（機械設備工事）
工事番号	こども工-10

工事名 可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事

注意事項

この内訳書の工事項目及び数量は、積算する上での参考資料です。
積算の際は、設計図面にて工事項目及び数量を拾い出し積算して下さい。

可児市 こども健康部 こども課

当初 設計書

工事番号	こども工-10	工事箇所	可児市 瀬田 地内	施設名	可児市立瀬田幼稚園
工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事				
理 由			工 事 概 要		
<p>猛暑の夏場において、保育環境改善（幼児の健康を保つため）のため、保育室等に空調設備を整備する。</p>			<p>・空調設備設置工事 空冷ヒートポンプエアコン(冷12.5kw/暖14.0kw)×6台 空冷ヒートポンプエアコン(冷10.0kw/暖11.2kw)×3台</p> <p>詳細は設計図及び特記仕様書による。</p>		
金 額		円	内消費税相当額		円

特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。
- (2) 受注者は、本工事が「可児市工事品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。
- (3) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を提出し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
- (4) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。
- (5) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51条)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改定平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。
 排出ガス対策建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提供するものとする。

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラックシャベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事中用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リパーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	ティーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

<ul style="list-style-type: none"> ・ローラー類 (ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ホイールクレーン 	
<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの。 ・排出ガス対策型建設機械として指定をうけたもの。 	

2. 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。ただし、建設発生土が100m³未満の場合はこの限りではない。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。

3. 使用材料

- (1) アスファルト再生合材について
本工事で使用するアスファルト再生合材には「ささゆりクリーンパーク溶融スラグ」を混入するものとし、使用にあたっては、「溶融スラグの土木資材への利用に関するガイドライン(可児市)」によること。
- (2) コンクリート二次製品について
本工事に使用するコンクリート二次製品については、ささゆりクリーンパーク溶融スラグ混入資材を使用するものとし、施工前に溶出試験結果等の品質を証明する書類を提出し、監督員の許可を得ること。
- (3) 生コンクリートについて
本工事に使用する生コンクリート(均しコンクリートを除く)については、水セメント比60%以下とし、品質を証明する書類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。

4. 工事施工について

- (1) 契約書18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行うこと。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないよう努めること。
- (3) 工事による既設建造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、請負人の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認められた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (4) 工事着手前に、可児市基準点(世界測地系)を用い、境界(座標)を確認すること。また、特に指示しない限り、建造物を官民境界とするため、官民境界と建造物の位置を示した図面等にて施工した建造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (5) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (6) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。

5. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険(保険対象:第三者に与えた損害)及び工事保険(保険対象:工事目的物、工事材料及び仮設物等)に加入するものとする。

6. ワンデーレスポンスの取組について

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

7. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

8. 暴力団等による不当介入における通報義務について

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が2,500万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員の認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。

10. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。

また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

11. その他

- (1) 日常の保育業務に支障が生じないよう、施設側と十分調整を図って工事工程を作成して下さい。
出来るだけ調整は行いますが、作業の内容によっては平日の昼間にできない場合があります。
- (2) 夏季の冷房稼働時期までに試運転調整を終えるよう工程の調整をして下さい。
- (3) 前払金は請負代金の10分の4(1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる)を限度に平成30年度に支払うこととします。なお、前払金は必ず平成30年度内に支払上限額まで請求して下さい。

その他図面特記仕様書による。

記号	工事名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事						
A	建築工事		1.00	式			
E	電気設備工事		1.00	式			
M	機械設備工事		1.00	式			
	直接工事費	計	1.00	式			
	共通仮設費		1.00	式			
	純工事費	計					
	現場管理費		1.00	式			
	工事原価	計					
	一般管理費等負担額		1.00	式			
	工事価格	計					
	消費税相当額		1.00	式			
	総合計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	建築工事						
	天井点検口	450 x 450	12.0	箇所			
	軽量下地	軽量下地	8.0	m ²			
	内装ボード張り	t9.5	8.0	m ²			
	クロス張り		8.0	m ²			
	同上下地	A種	8.0	m ²			
	引違い木製戸	1990*2205	1.0	式			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
E	電気設備工事						
	厚鋼電線管 (露出)	GP-70	16.0	m			
	厚鋼電線管 (露出)	GP-54	86.0	m			
	厚鋼電線管 (露出)	GP-22	36.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 60sq	12.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 38sq	18.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 38sq+E8sq	74.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CE 5.5sq-4C	36.0	m			
	プルボックス(SUS)WP	300 × 300	4.0	個			
	引込計器盤(SUS)WP	PL-M	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-1	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-3	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-4	1.0	面			
	配管塗装費		1.0	式			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
M	機械設備工事						
m-1	空調機器設備工事		1.0	式			
m-2	空調配管工事		1.0	式			
m-3	撤去工事		1.0	式			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
m-1	空調機器設備工事						
	空冷ヒートポンプエアコン AC-1	PLZ-ERMP140ER同等品 C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン AC-2	PCZ-ERMP112KR同等品 C:10.0kw H:11.2kw	3.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン AC-3	PCZ-ERMP140HR同等品 C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン 室内機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
	同上室外機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン 室内機 据付費	C:10.0kw H:11.2kw	3.0	台			
	同上室外機 据付費	C:10.0kw H:11.2kw	3.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン 室内機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	同上室外機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	リモコン設置		9.0	台			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
m-2	空調配管工事						
	冷媒管 液管	9.5 t=8	220.0	m			
	冷媒管 ガス管	15.9 t=20	220.0	m			
	ドレン管	VP 25	27.5	m			
	ドレン管	VP 40	40.0	m			
	コア工事	100	28.0	箇所			
	冷媒管 保温工	屋内露出 カラ-鉄板 100A	29.0	m			
	冷媒管 保温工	屋外露出 SUS鋼板 100A	68.0	m			
	ドレン管 保温工	VP 25	26.0	m			
	ドレン管 保温工	VP 40	45.0	m			
	防火区画貫通処理		14.0	箇所			
	連絡線	EM-CEE1.25 -2C	220.0	m			
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
m-3	撤去工事						
	空冷ヒートポンプエアコン	天井吊露出型 12.5kw 14.0kw	1.0	台			
	同上室外機	12.5kw 14.0kw	1.0	台			
	処分費	ガス回収破壊込み	1.0	式			
	計						
	改め計						

特記仕様書
(条件明示)

工事名 可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件	明示事項	制約条件等
工	1. 関連する別途発注工事あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 (~)
	2. 他機関協議による工程条件あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 (~)
	3. 他機関との協議状況	<input type="checkbox"/> A. 協議済機関及び内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議機関及び内容 ()
	4. 占用許可状況 ()	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	5. 建築確認	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	6. 河川区域、保全区域内作業あり	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	7. 文化財協議 (教育文化財課)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
	8. その他	<input checked="" type="checkbox"/> A. その他 (一部の工種については期間制限あり)
用地	1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	<input type="checkbox"/> A. 区間 (NO ~ NO) <input type="checkbox"/> B. 着工見込時期 () <input type="checkbox"/> C. 内容 ()
	2. 工事用地の未買収	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 処理の見込み時期 () <input type="checkbox"/> C. 未買収地への立ち入り可否 ()
	3. 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> A. 官有地 <input type="checkbox"/> B. 民有地 <input type="checkbox"/> C. その他 () <input type="checkbox"/> D. 別途協議
	4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
公害対策	1. 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 騒音 (利用者) に支障がないよう配慮すること <input checked="" type="checkbox"/> B. 振動 (利用者) に支障がないよう配慮すること <input type="checkbox"/> C. 水質 () <input type="checkbox"/> D. その他 ()
	2. 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> A. 調査の項目 ()
	3. 環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> A. 生物・植物調査あり <input type="checkbox"/> B. フロン回収あり <input type="checkbox"/> C. その他 ()
	4. その他	<input checked="" type="checkbox"/> A. アスベスト含有材あり <input checked="" type="checkbox"/> B. フロン回収あり <input type="checkbox"/> C. その他 ()
安全対策	1. 交通規制あり	<input type="checkbox"/> A. 全面通行止め <input type="checkbox"/> B. 片側通行止め <input type="checkbox"/> C. 時間制限あり ()
	2. 通学路あり	<input type="checkbox"/> A. 迂回路あり <input type="checkbox"/> B. 仮設歩道必要
	2. 交通整理員	<input type="checkbox"/> A. 区間 (NC ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> B. 区間 () 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> C. 区間 (NC ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> D. 交替要員あり
	3. 鉄道等の近接作業制限あり	<input type="checkbox"/> A. 工法制限あり () <input type="checkbox"/> B. 作業時間制限あり () <input type="checkbox"/> C. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> D. 未協議内容 ()
工事用道路	5. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
	1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	<input type="checkbox"/> A. 搬入経路指定あり <input type="checkbox"/> B. 時間帯制限あり <input type="checkbox"/> C. 一般交通供用あり <input type="checkbox"/> D. 安全施設必要 () <input type="checkbox"/> E. 路面工 () <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
	2. 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> A. 一般交通供用あり <input type="checkbox"/> B. 安全施設必要 () <input type="checkbox"/> C. 路面工 () <input type="checkbox"/> D. 工事完了後存続又は撤去 () <input type="checkbox"/> E. 構造 () <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
	3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
	1. 仮設物の指定又は一部指定あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 内容 () <input type="checkbox"/> C. その他 ()
2. 仮設構造物の転用、兼用あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 内容 () <input type="checkbox"/> C. その他 ()	
3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()	

明示項目	明示事項	制約条件等
建設発生土 建設 (産業) 廃棄物 関係	1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	<input type="checkbox"/> A. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> B. 投棄料計上あり <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷均、締固等) 必要 <input type="checkbox"/> D. 整地 (押土) 必要 <input type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> D. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり
	2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	<input type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> D. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり
	3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷き均し、転圧) あり <input type="checkbox"/> D. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> G. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> H. 処分料計上あり
	4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	<input type="checkbox"/> A. 他工事名 () <input type="checkbox"/> B. 請負者運搬あり (運搬距離) <input type="checkbox"/> C. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> D. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 仮置場の用地借上費計上あり
	5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	<input type="checkbox"/> A. 種類 () <input type="checkbox"/> B. 場所 () <input type="checkbox"/> C. 中間処理施設までの運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> D. 処理費計上あり
	6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	<input type="checkbox"/> A. 槽内洗浄必要 <input type="checkbox"/> B. 可児市環境課と打合せの必要あり <input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) <input checked="" type="checkbox"/> B. 建設発生土処理地の関係図書 <input checked="" type="checkbox"/> C. コブリス <input checked="" type="checkbox"/> D. フロンガス
	7. 「可児市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理について」に基づく提出・提示書類あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) <input checked="" type="checkbox"/> B. 建設発生土処理地の関係図書 <input checked="" type="checkbox"/> C. コブリス <input checked="" type="checkbox"/> D. フロンガス
工事支障物件	1. 占用支障物件あり (電気)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	2. 占用支障物件あり (電話)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	3. 占用支障物件あり (水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	4. 占用支障物件あり (下水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	5. 占用支障物件あり (ガス)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	6. 占用支障物件あり (マホク蓋、仕切り弁蓋等)	<input type="checkbox"/> A. 管理者による高さ調整 () <input type="checkbox"/> B. 請負者による高さ調整 ()
	7. 占用支障物件あり (その他)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 () <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
排水工関係	1. 濁水、湧水処理条件あり	<input type="checkbox"/> A. 方法 () <input type="checkbox"/> B. その他 ()
	2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
再生材使用及び溶融スラグ	1. 再生材使用指定あり	<input type="checkbox"/> A. RC <input type="checkbox"/> B. アスファルト再生合材 (30% 再生) <input type="checkbox"/> C. アスファルト再生合材 (100% 再生) <input type="checkbox"/> D. 溶融スラグ使用あり () <input type="checkbox"/> E. 再生材を使用できない場合別途協議
	2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
その他	1. 現場発生材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 納入場所 ()
	2. 支給材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 引渡し場所 () <input type="checkbox"/> A. 仮設費 () <input type="checkbox"/> B. 安全費 () <input type="checkbox"/> C. 當座費 () <input type="checkbox"/> D. 特別なイメージアップ ()
	3. イメージアップあり	<input type="checkbox"/> A. 仮設費 () <input type="checkbox"/> B. 安全費 () <input type="checkbox"/> C. 當座費 () <input type="checkbox"/> D. 特別なイメージアップ ()
	4. 「可児市工事事品質証明実施要領」該当あり	<input type="checkbox"/> A. 品質証明員の配置あり <input type="checkbox"/> B. その他 ()
	5. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()

位置図



国道 21号 (可児・御嵩バイパス)

カインズホーム可児店

ゲンキー

可児市東公民館
可児市役所連絡所

対象建築物

可児市立
瀬田幼稚園

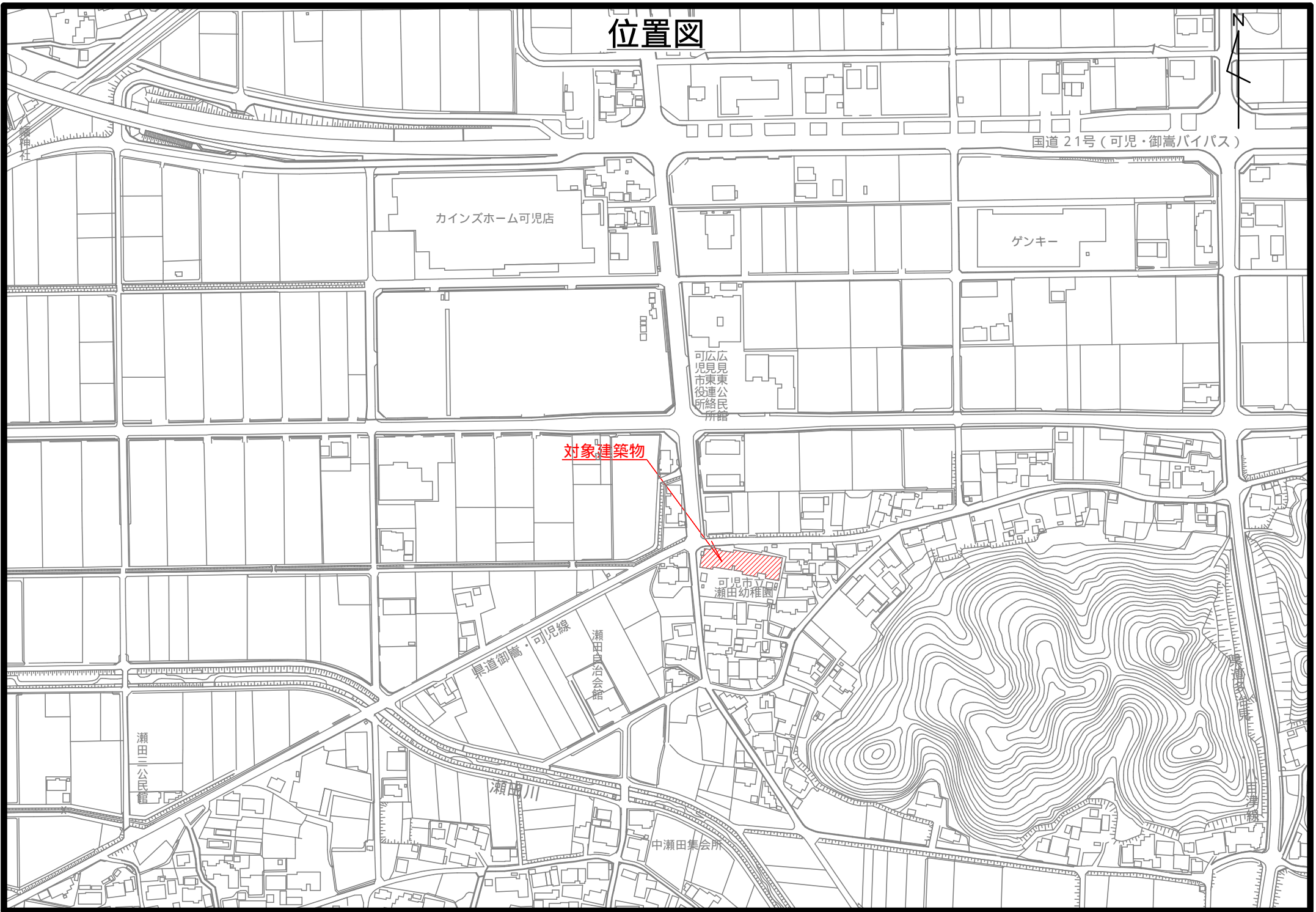
真道御嵩・可児線

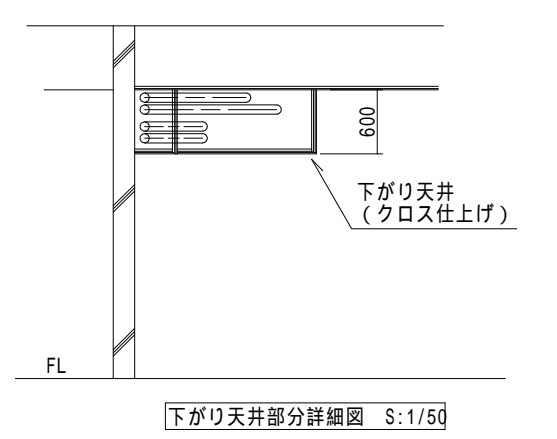
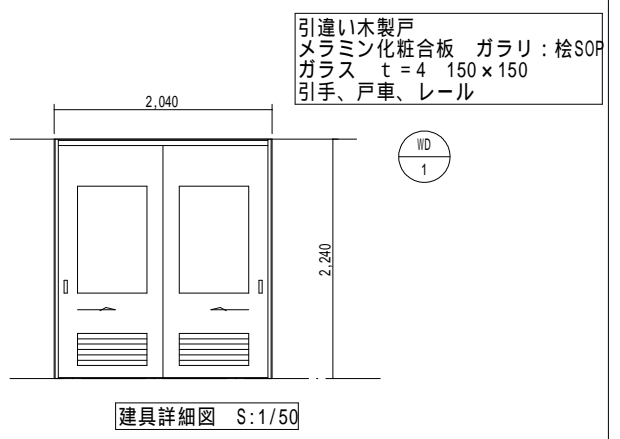
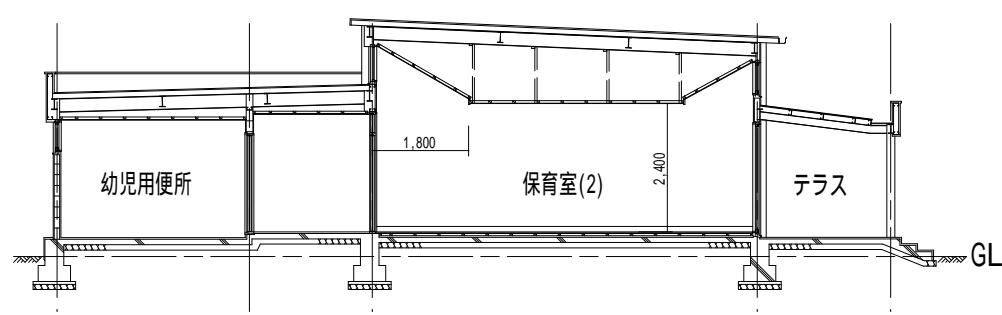
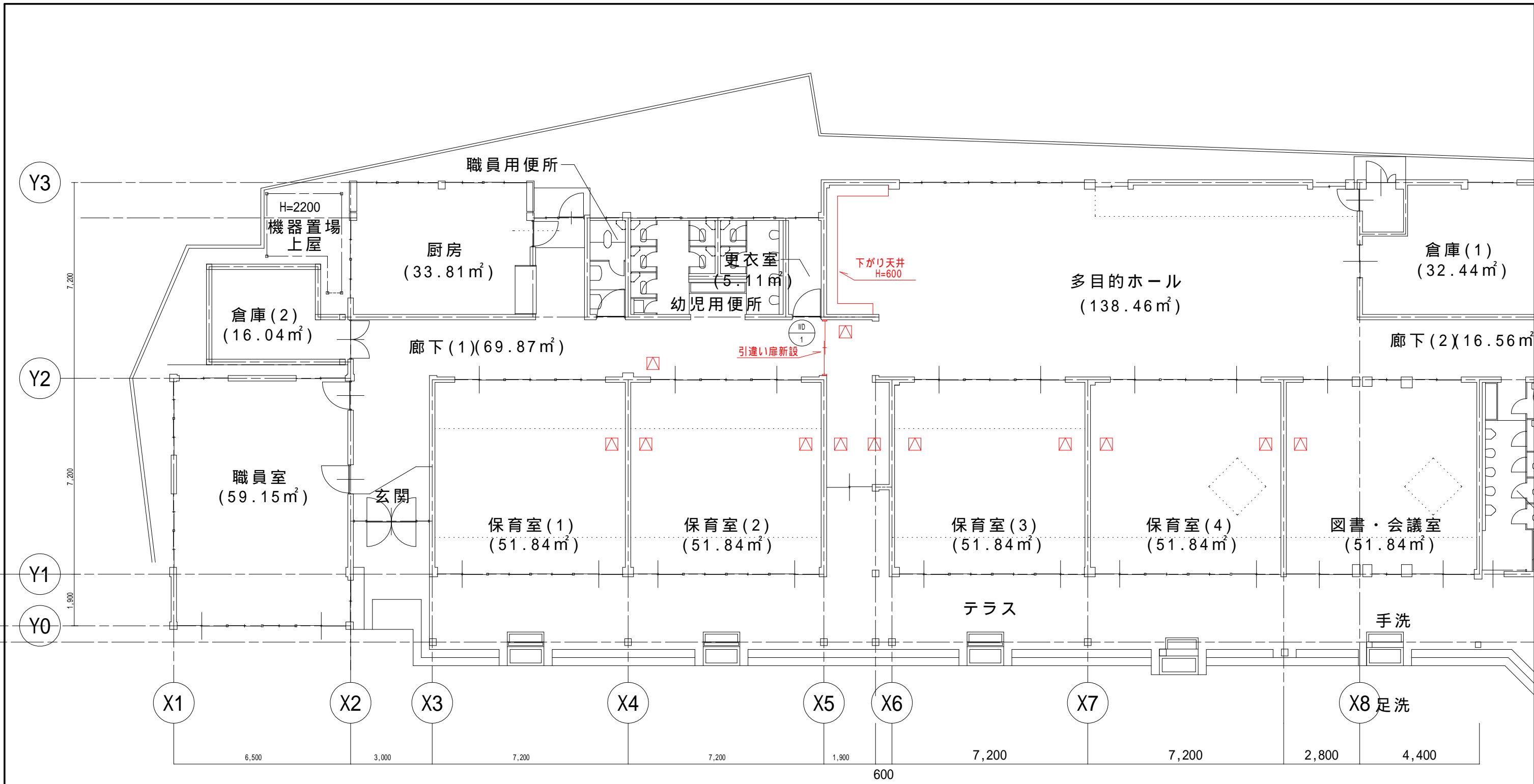
瀬田自治会館

瀬田三公民館

瀬田川

中瀬田集会所





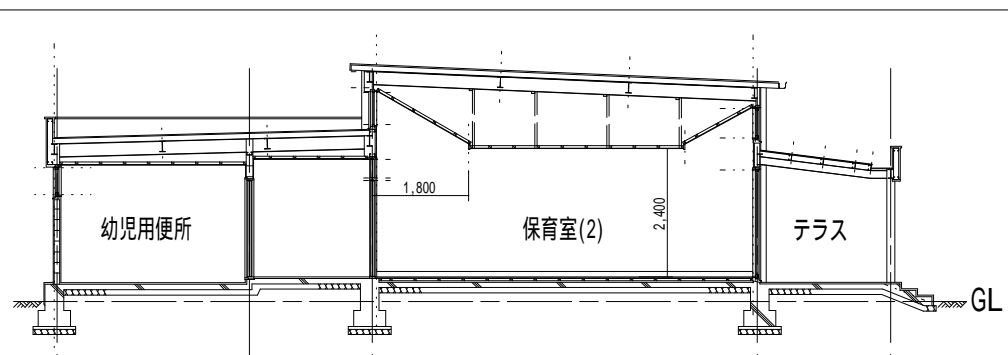
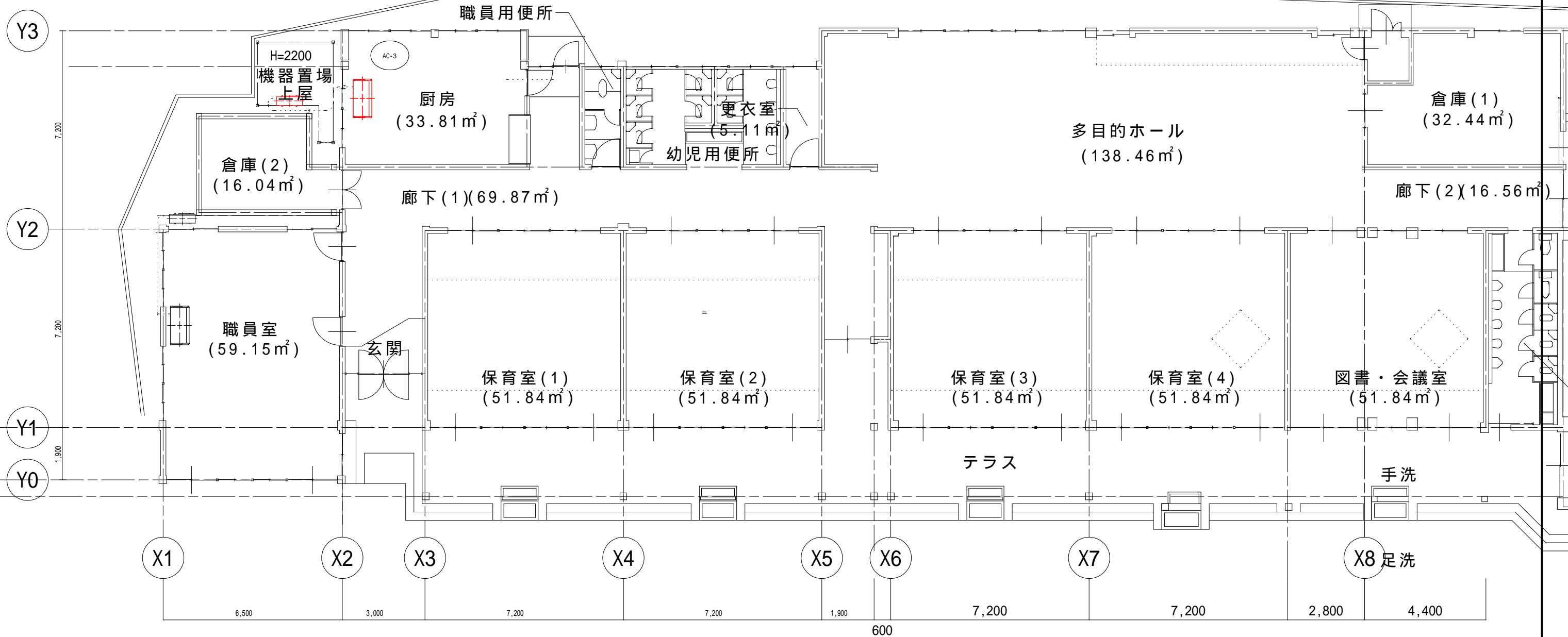
工事名	可児市立瀬田幼稚園保健室等空調設備設置工事	001
図面名	平面図	縮尺
		S=1:100

既設撤去エアコン

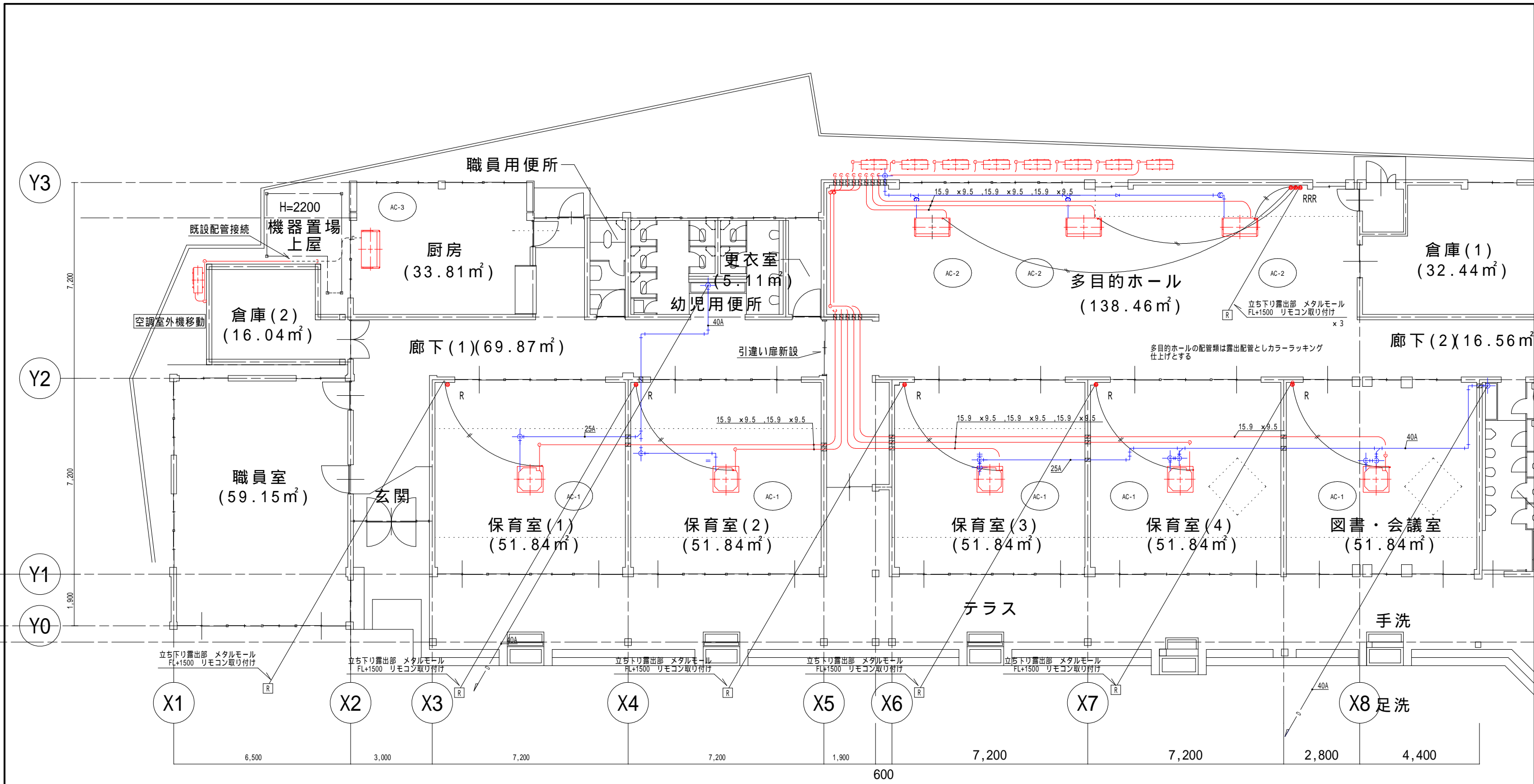
記号	名称	仕様	電源	台数	備考
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン 厨房用天吊露出型	冷房能力 12.5kw (14.0) 暖房能力 14.0kw (16.0)	3相200V	1	RYP140B 冷媒 R407C

撤去処分工事とする。
(フロンガス回収破壊含む)

フロンガス回収破壊工事とする。

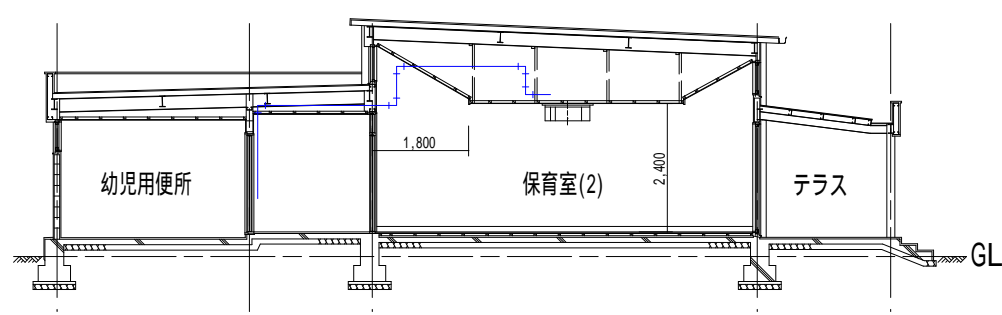


工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	002
図面名	既設撤去図面	縮尺
		S=1:100



記号	名称	仕様	電源	台数	備考
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン 天井カセット型	冷房能力 12.5kw (14.0) 暖房能力 14.0kw (18.0)	3相200V 30A	5	PLZ-ERMP140ER ドレンアップ
AC-2	空冷ヒートポンプエアコン 天吊り露出型	冷房能力 10.0kw (11.2) 暖房能力 11.2kw (14.0)	3相200V 30A	3	PCZ-ERMP112KR
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン 天吊り厨房用露出型	冷房能力 12.5kw (14.0) 暖房能力 14.0kw (18.0)	3相200V 30A	1	PCZ-ERMP140HR

空調室内外機の渡り配線は冷媒管共巻きとする。



工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	003
図面名	空調設備図	
	縮尺	S=1:100

工事名称 可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事

仕様書（電気設備の部）

1. 工事概要

1. 工事場所 可児市瀬田981番地

2. 建物概要

Table with columns: 建物名称, 構造及び階数, 国・延面積, 建・延面積, 消防令の適用, 備考

3. 工事種目 (印の付いたものが対象工事)

Table with columns: 工事種目, 建物別及び屋外, 工 事 種 別

4. 指定部分 ○ 無 ・ 有 対象部分

1. 工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の下記仕様書等のうち、印が付いたものによる。
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
(3) 東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。
2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、 印の付いたものを適用する。
(3) 東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。
3. 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の 又は に該当する材料を指す。

- 2. 特記仕様
(1) 項目は、番号に 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、 印の付いたものを適用する。
(3) 東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。
3. 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の 又は に該当する材料を指す。

環境への配慮

1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月）」による。
2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の から を満たすものとする。
合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む可塑性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。
の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の 又は に該当する材料を指す。

建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
分別解体の方法
1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 別表-1に示す設備機材等の製造業者等は次の から すべて事項を満たすものとし

特記事項

3 足場その他
・この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監査職員の承諾を受ける。
品質及び性能に関する試験データを整備していること。
生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
安定的な供給が可能であること。
法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

4 施工図等
・別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け)が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工書編)第1編第1章2.2より足場の種別は以下による。
・ 内部足場 (・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・種)
・ 外部足場 (・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・種)

5 完成図等
完成図(オリジナルファイルも提出)にPDF形式を加える(PDFは177KBにまとめる)
PDFより縮刷製本を作成。保全に関する資料を含め、部数等は監査職員の指示による。
6 電源周波数
7 耐震措置
・この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監査職員の承諾を受ける。
品質及び性能に関する試験データを整備していること。
生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
安定的な供給が可能であること。
法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

8 他工事との工事区分
・この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監査職員の承諾を受ける。
品質及び性能に関する試験データを整備していること。
生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
安定的な供給が可能であること。
法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

9 発生材の処理等
・引渡を要するもの (・ 金属類 ・ 電線、ケーブル類 ・ 盤類)
・ 特定管理産業廃棄物 (・ PCB使用機器、イ化式感知器 ・ 蓄電池)
・ 再生資源化を図るもの (・ 蛍光灯ツグ ・ 白熱灯、HID灯 ・)
・ 石綿含有品 (・)

Table with columns: 設置場所, 機器種別, 一般の施設, 一般の機器

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・重要機器は次のものを示す。
・ 配電盤 ・ 発電装置(防災用) ・ 直流電源装置
・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機
・ 中央監視装置 ・ 総合盤 ・ 放送架

2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

図面に特記無き場合は、次表の「他工事との工事区分表」による。
「他工事との工事区分表」
表1 他工事との取合い

図面に特記無き場合は、次表の「他工事との工事区分表」による。
「他工事との工事区分表」
表1 他工事との取合い

Table with columns: 他工事との取合い, 電気設備工事, 機械設備工事, 建築工事

10 特定建設資材の再生資源化等
・この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監査職員の承諾を受ける。
品質及び性能に関する試験データを整備していること。
生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
安定的な供給が可能であること。
法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

Table with columns: 工程, 作業内容, 分別解体の方法

特記事項

Table with columns: 特定建設資材廃棄物の種類, 再生資源化等をする施設名称, 所在地

11 建設発生土の処分
・ 横内敷きならし
・ 本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。尚、これにより難しい場合には、監査職員と協議しなければならない。

12 室内空気中の化学物質の濃度測定
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監査職員に報告する。
測定時期 ・ 工事着手前 ・ 施工終了時
測定対象室 ・ 図示 ・
測定箇所 ・ 図示 ・

13 天井仕上区分
() 書き又は を頭に付したの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

1 電気工士
2 機器受取
3 呼び線
4 フラッシュプレート

5 電線本数・管路等
最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工士により施工を行う。
姿図の形状及び寸法は、概略を示す。
長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上の呼び線を挿入する。
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。
○ 金属製(ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製

6 金属管の塗装
分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等は、監査職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
ただし、相違する場合は監査職員の承諾を受ける。

7 合成樹脂管配線
合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品は、タイプ-25のものを使用する。
なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。
ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。

8 薄鋼電線管
薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。
ただし、屋外は除く
ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。

9 保護管
最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。

10 最上階の埋め込み配管
図面に特記無き場合は、次表の「機器標準取付高さ」による。
「機器標準取付高さ」

Table with columns: 名称, 測点, 取付高さ[m]

11 機器取付高さ
図面に特記無き場合は、次表の「機器標準取付高さ」による。
「機器標準取付高さ」

Table with columns: 名称, 測点, 取付高さ[m]

12 接地極
「接地極一覧表」

Table with columns: 接地の種別, 記号, 接地抵抗値, 接地極の規格・数量

13 養生
養生部分の養生は、改修標準仕様書第1編第1章による。
養生範囲 (・ ・ ・)

14 非破壊検査
非破壊検査による埋設物の調査(・ ・ 要 ・ 不要) とする。
なお、範囲は監査職員の指示によるものと、費用は別途とする。

15 既設との取合い
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

16 補足
1. 既設天井取付の照明器具、自火報感知器等の取外し 再取付
空調室内機(天井吊形)設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再取付は本工事とする。
2. 新設空調機電源
開閉器容量及び配線サイズは施工時、機械設備工事納入仕様書を確の上、機器に適合したサイズとする。
3. その他
1) 撤去工事に於いて、事前に施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施工するものとする。
2) 図記明記無き場合でも建築工事又は機械設備工事に於いて、天井張替え、壁張替え及び機器取外し 再取付等に伴う既設電気設備機器の取外し 再取付、配線の再接続等は本工事とする。

特記事項

13 地中配線の埋設深さ等
地中配線で、特記なき埋設深さは0.6m以上とする。
なお、地中配線には標準シート等(2倍長以上重ねる)を設ける。
14 ハンドホールの蓋
ハンドホール等の設置は、錆型流し込みで用途名を表示する。
構内配電線路の用途名 (○ 電力 ・ 電力、通信)
構内通信線路の用途名 (・ 通信)

15 電力・電話の引き込み
電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監査職員と協議により施工する。また、外線工事負担などの調査報告を監査職員に速やかに行う。

1 照明制御 総合動作試験
照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監査職員に試験成績書を提出し、承諾を付ける。
・ 目標照度設定のための各調光センサー(夜間及び日中)
・ 不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー
・ タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認
・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認
注)上記試験項目は全数確認とする。

2 照度測定
一般照明の照度測定を(箇所)測定し、監査職員に報告する。
なお、測定する場所は、監査職員と協議とする。

3 発電機回路用コンセント
発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

4 電線管の接地
金属管配線において、電動機容量7.5kW以下は金属管を接地線とする。

5 分電盤・実験盤
本工事の分電盤・実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-1(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。
また、漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-2(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。

6 インバータ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

Table with columns: 電動機出力(kW), 規約効率(%)

Table with columns: 電動機出力(kW), 規約効率(%)

(1) 規約効率は、JEM-T8245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4L、6極、50%の電動機を駆動したときの値とする。

7 低圧配電盤
低圧配電盤に用いる配線用遮断器は埋込形とし、全て警報接点付きとする。

8 自家発電設備の配管工事等
原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は、監査職員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。

9 太陽電池アレイの設置
太陽電池アレイの配置が決定した際、周辺環境への影響(日影・反射光等)を監査職員に報告すること。

10 設備機器容量等
本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監査職員と協議し、指示を受けること。

1 周線
周線の新增設移転の手続きは、本工事とする。

2 境界強度の測定
最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電線の電界強度測定を3か所以上行うこと。
また、その報告書を監査職員より提出すること。

3 ケーブル
・ EM-UTケーブルは、使用用途が判別できるようシース色等を変えること。
・ EM-CPPEケーブルは、EM-CPPEケーブルを使用しても良い。

1 施工調査
事前調査 (○ 本工事 ・ 別途)
調査項目 (○ 既存資料調査 ○ 既存配線・ト ・)
調査範囲 (・ 図示 ○ 工事範囲 ・)
調査方法 (・ 図示 ○ 目視 ・)

2 仮設備工事
仮電源 ・ 受変電設備 ・ 発電設備
仮設備期間 ・ ケ月 ・ 図示による

3 養生
養生部分の養生は、改修標準仕様書第1編第1章による。
養生範囲 (・ ・ ・)

4 はつり
はつり工事は、事前に直立式埋設物調査を行い、監査職員に報告を行うこと。
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。

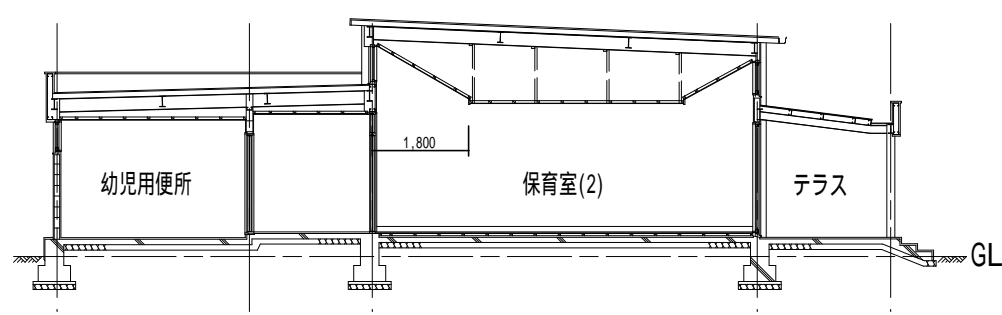
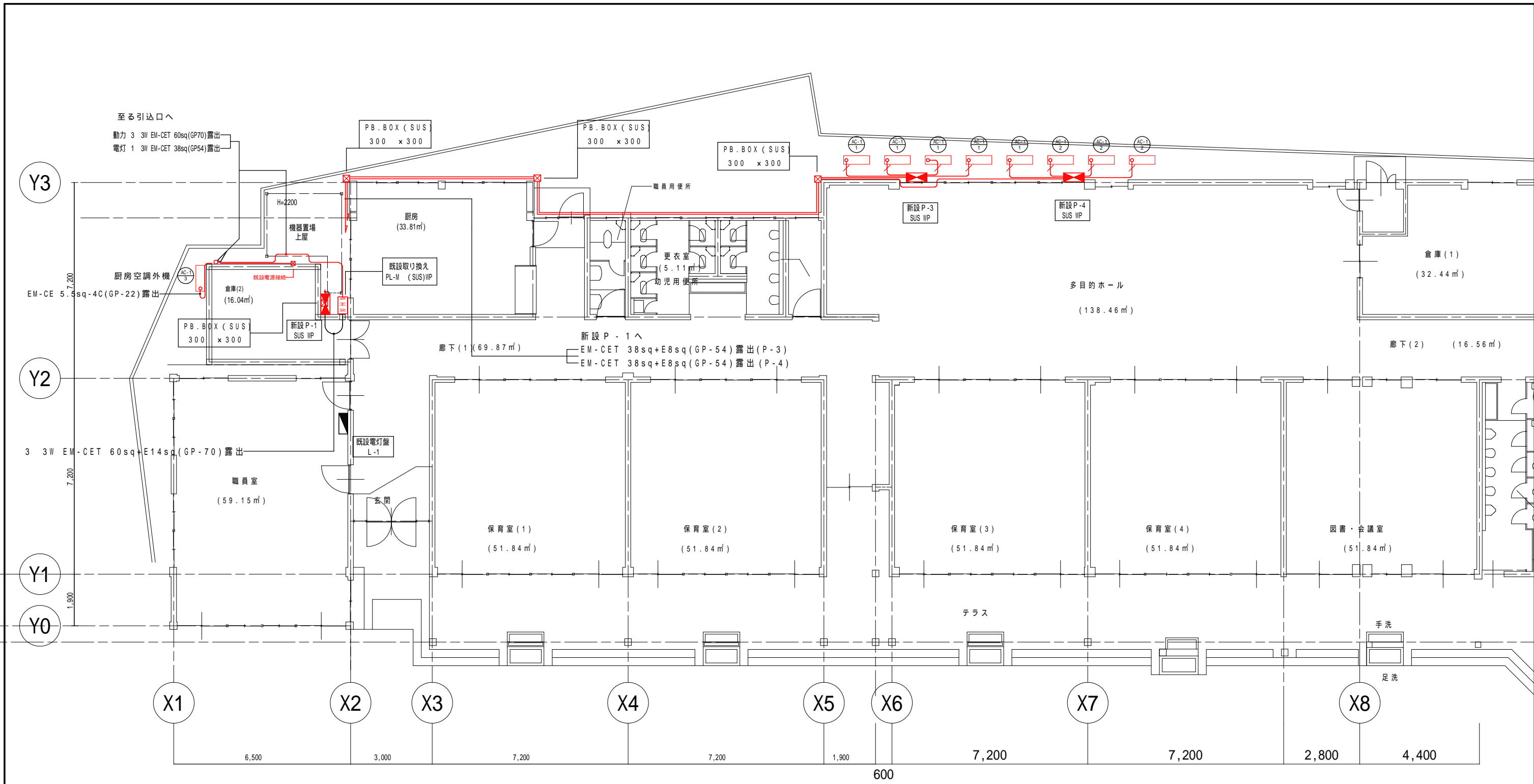
5 非破壊検査
非破壊検査による埋設物の調査(・ ・ 要 ・ 不要) とする。
なお、範囲は監査職員の指示によるものと、費用は別途とする。

6 既設との取合い
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

補足
1. 既設天井取付の照明器具、自火報感知器等の取外し 再取付
空調室内機(天井吊形)設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再取付は本工事とする。
2. 新設空調機電源
開閉器容量及び配線サイズは施工時、機械設備工事納入仕様書を確の上、機器に適合したサイズとする。
3. その他
1) 撤去工事に於いて、事前に施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施工するものとする。
2) 図記明記無き場合でも建築工事又は機械設備工事に於いて、天井張替え、壁張替え及び機器取外し 再取付等に伴う既設電気設備機器の取外し 再取付、配線の再接続等は本工事とする。

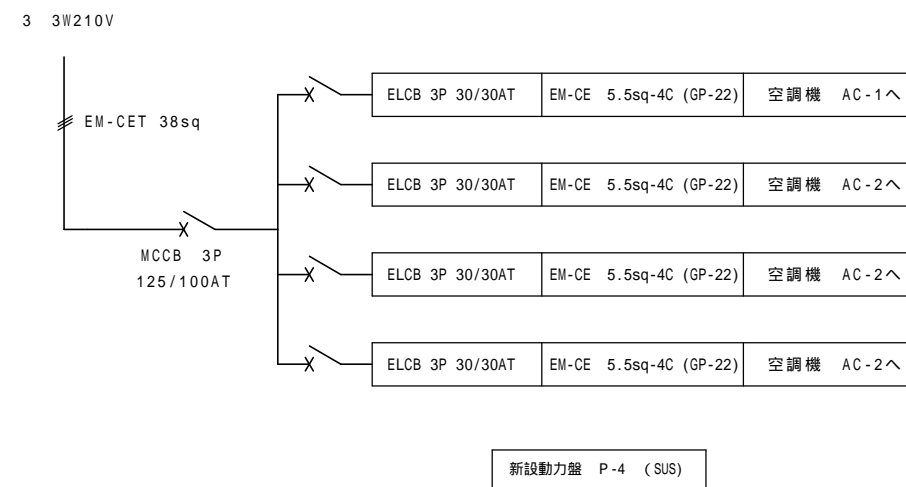
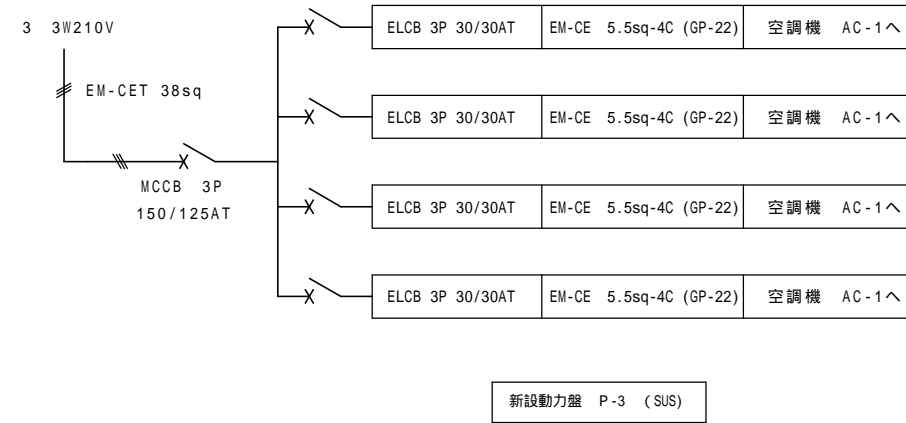
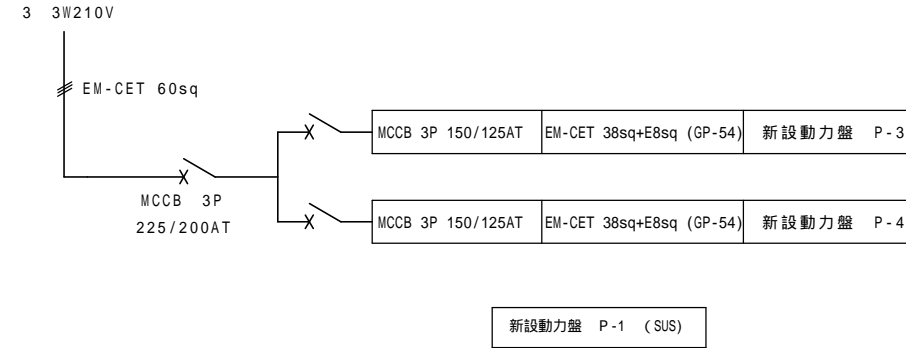
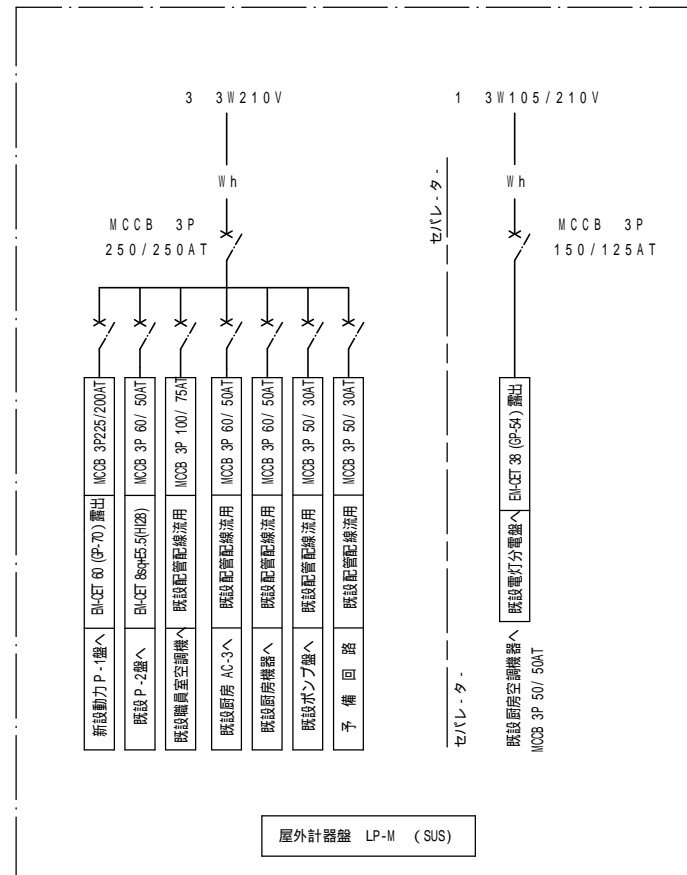
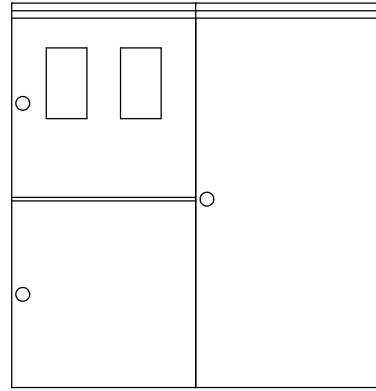
1. 既設天井取付の照明器具、自火報感知器等の取外し 再取付
空調室内機(天井吊形)設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再取付は本工事とする。
2. 新設空調機電源
開閉器容量及び配線サイズは施工時、機械設備工事納入仕様書を確の上、機器に適合したサイズとする。
3. その他
1) 撤去工事に於いて、事前に施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施工するものとする。
2) 図記明記無き場合でも建築工事又は機械設備工事に於いて、天井張替え、壁張替え及び機器取外し 再取付等に伴う既設電気設備機器の取外し 再取付、配線の再接続等は本工事とする。

Table with columns: 工事名, 図面名, 縮尺



特記なき配線配管は下記による。
 — CV 5.5sq-4C(GP-22)露出
 注記：既設盤2次側配管配線は既設を流用とする。

工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	005
図面名	電気設備図	
		縮尺
		S=1:100



工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	006
図面名	電気設備盤図	
縮尺		S=1:100